（削る）

（年金手帳の再交付の申請）

第十一条　被保険者又は被保険者であつた者（旧船員保険法による被保険者であつた者を含む。次項において同じ。）は、年金手帳を滅失し、若しくは毀損したとき又は年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、年金手帳の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名（年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　最初に法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者（以下「船員被保険者」という。）以外の被保険者として使用された事業所の名称及び所在地並びに船員被保険者以外の被保険者の資格を取得した年月日又は最初に船員被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。以下この号において同じ。）として使用された船舶所有者の氏名及び住所並びに船員被保険者の資格を取得した年月日

四　現に被保険者として使用される事業所の名称及び所在地若しくは船舶所有者の氏名及び住所又は最後に船員被保険者以外の被保険者として使用された事業所の名称及び所在地並びに最後に船員被保険者以外の被保険者の資格を喪失した年月日又は現に船員被保険者として使用される船舶所有者の氏名及び住所又は最後に船員被保険者として使用された船舶所有者の氏名及び住所並びに最後に船員被保険者の資格を喪失した年月日

五　年金手帳を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

3　前項の申請書（年金手帳を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、年金手帳を添えなければならない。

第十一条の二・第十一条の三　（略）

（年金手帳の返付等）

第十六条　事業主は、第三条第一項又は第二項の規定によつて年金手帳の提出を受けたときは、当該年金手帳を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。この場合において、第三条第一項第一号又は第二項の申出があつた者については、その者の年金手帳に変更後の氏名を記載しなければならない。

（年金手帳の交付）

第十七条　事業主は、第八十一条第二項の規定によつて年金手帳の送付を受けたときは、速やかに、これを被保険者に交付しなければならない。

（年金手帳の適正な取扱い）

第十七条の二　事業主は、第三条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により年金手帳の送付を受けたときは、当該年金手帳を適正に取り扱わなければならない。

（被保険者の氏名変更の届出等）

第二十一条　事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出された年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、厚生年金保険被保険者氏名変更届（様式第十号の二）を機構に提出しなければならない。

2　（略）

第十一条・第十一条の二　（略）

（基礎年金番号通知書の返付等）

第十六条　事業主は、第三条第一項又は第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の提出を受けたときは、当該基礎年金番号通知書を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。

（基礎年金番号通知書の交付）

第十七条　事業主は、第八十一条第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、速やかに、これを被保険者に交付しなければならない。

（基礎年金番号通知書等の適正な取扱い）

第十七条の二　事業主は、第三条第一項若しくは第二項の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、これらの書類を適正に取り扱わなければならない。

（被保険者の氏名変更の届出等）

第二十一条　事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、厚生年金保険被保険者氏名変更届（様式第十号の二）を機構に提出しなければならない。

2　（略）